

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 制定理由

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』が令和6年6月19日に公布され、『建築基準法』が改正されたことから所要の改正をするもの。

2 改正の内容

【建築基準法改正に伴う手数料表に記載された法の項すれの改正】

国、都道府県又は市町村が建築物を建築する際には、これまで所管する各行政庁機関において建築基準法で定める審査、検査等を行っていたところ、民間確認検査機関（指定確認検査機関）でも行うことができるよう法改正がなされ、同法第18条に項すれが生じたことから、青森市手数料条例の「別表4 許可等申請手数料」表中の引用する法の項すれを解消するために改正するもの。

		【現行】			【改正後】				
法改正	審査機関	建築主	国/県/市町村 (計画通知)	民間 (確認申請)	審査機関	建築主	国/県/市町村 (計画通知)	民間 (確認申請)	
		建築主事 (行政庁)		○	○	建築主事 (行政庁)		○	○
		指定検査機関 (民間)		×	○	指定検査機関 (民間)		○	○
		問題点 公共施設の再建により、計画通知が急増した場合、都道府県や市の建築主事が円滑に審査・検査等を行うことが困難			効果 民間機関も審査等を行うことにより、建築主事の負担が軽減され、違反是正や許可処分等に注力可能となる				
手数料改正	番号	事務の種類		番号	事務の種類				
	表四	建築基準法第七条第一項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第十八条第 <u>十六</u> 項の規定に基づく建築物の工事の完了通知に対する検査		表四	建築基準法第七条第一項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第十八条第 <u>二十</u> 項の規定に基づく建築物の工事の完了通知に対する検査				
	表七	建築基準法第七条の三第一項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第十八条第 <u>十九</u> 項の規定に基づく建築物の中間通知に対する検査		表七	建築基準法第七条の三第一項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第十八条第 <u>二十八</u> 項の規定に基づく建築物の中間通知に対する検査				

※手数料表の項目の追加又は削除及び手数料額の変更は無し。

3 施行期日

施行期日 改正建築基準法の施行日又は条例公布日のいずれか遅い日から